

事務連絡
令和5年6月6日

建設業関係団体の長様

関係測量・設計業団体の長様

京都府建設交通部指導検査課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版））（以下、当該ガイドライン）」等の周知・徹底をお願いしてきたところです。

令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されました。

今般の位置づけの変更により、今後の新型コロナウイルス感染症への感染対策については、政府としては一律に対応を求めることはせず、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされており、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むことになりました。

これらの状況を踏まえ、京都府建設交通部指導検査課長から送付しております、別紙に示す新型コロナウイルス感染症対応関連通知につきましては、廃止いたしますのでお知らせします。

貴職におかれましては、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5219

新型コロナウイルス感染症対応関連通知 一覧

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について（令和2年3月13日付け2指第295号）
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の対応について（依頼）（令和3年8月26日付け3指第468号）
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の対応について（依頼）（令和4年1月13日付け4指第222号）

（参考）新型コロナウイルス感染症対応関連事務連絡 一覧

※以下の関連事務連絡の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止に準じます。

- 新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について（お知らせ）（令和2年3月23日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について（令和2年4月22日付け）
- 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」を踏まえた今後の対応について（令和2年5月18日付け）
- 緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和2年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について（令和2年5月22日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月12日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年1月14日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域及び期間の変更（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年2月10日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年2月28日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年3月3日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年4月14日付け）

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年4月27日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年5月17日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年6月4日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年6月17日)に伴う工事及び業務の対応について（令和3年6月22日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年7月16日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月3日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月23日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年9月17日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について（令和3年10月4日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について（令和4年1月11日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年1月28日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月21日付け）
- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年3月4日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年3月7日付け）

(別紙)

- 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について（令和4年3月25日付け）

- 京都BA.5 対策強化宣言（令和4年8月4日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年8月5日付け）